

『生活サポートセンター・こっとん』
運営規定



特定非営利活動法人クローバー

特定非営利活動法人クローバー『生活サポートセンター・こっとん』

相談支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人クローバーが開設する生活サポートセンターこっとん(以下「事業所」という。)が行う相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「従業者」という。)が、障害者(児)に対し、適正な相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業に当たっては、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

3 指定相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

5 指定相談支援は、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう行うものとする。

6 事業所は、自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 生活サポートセンターこっとん
- 二 所在地 東京都豊島区长崎2-8-12-101

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 相談支援専門員 1名(常勤 1名、非常勤 0名)

相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者からの日常生活全般に関する相談に関する業務
 - 二 サービス利用計画の作成に関する業務 等
- 2 法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、法第32条第2項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。
 - 3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。
 - 4 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
 - 5 第2項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、東京都豊島区・新宿区・練馬区・板橋区・文京区・中野区・北区とする。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年 2日

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人クローバーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。